

平成28年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第18日（平成28年 3月24日 木曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第4号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、議案第7号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第9号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、議案第11号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）について」、議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」及び議案第16号「平成28年度土佐清水市一般会計予算について」から議案第25号「土佐清水市文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について」及び議案第29号「土佐清水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の制定について」までの議案29件（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|---------|
| 議会事務局長 | 山下 毅 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 池 正澄 君 | 主事補 | 公文愛里沙 君 |
| 主事 | 谷岡 賢 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                     |         |              |         |
|---------------------|---------|--------------|---------|
| 市長                  | 泥谷 光信 君 | 副市長          | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼会計課長          | 山本 豊 君  | 税務課長兼固定資産評価員 | 野村 仁美 君 |
| 企画財政課長              | 早川 聡 君  | 総務課長         | 木下 司 君  |
| 危機管理課長              | 横畠 浩治 君 | 消防長          | 田村 光浩 君 |
| 消防署長                | 上原 由隆 君 | 健康推進課長       | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長              | 徳井 直之 君 | 市民課長         | 二宮 真弓 君 |
| 環境課長兼清掃管理事務所長       | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長    | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長              | 岡田 敦浩 君 | 農林水産課長       | 文野 喜文 君 |
| 水道課長                | 田村 和彦 君 | じんけん課長       | 田村 善和 君 |
| しおさい園長              | 山本 弘子 君 | 収納推進課長       | 倉松 克臣 君 |
| 学校教育課長補佐            | 倉松登美子 君 | 生涯学習課長       | 中山 優 君  |
| 教育センター所長兼少年補導センター所長 | 弘田 条 君  | 選挙管理委員会事務局長  | 沖 比呂志 君 |
| 監査委員事務局長            | 小松 高志 君 |              |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成28年土佐清水市議会定例会3月会議第18日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第4号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、議案第7号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第9号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、議案第11号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）について」、議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」及び議案第16号「平成28年度土佐清水市一般会計予算について」から議案第25号「土佐清水市文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について」及び議案第29号「土佐清水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の制定について」までの議案29件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 小川豊治君。

（予算決算常任委員会委員長 小川豊治君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（小川豊治君） 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会の委員長報告をいたします。

平成28年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第16号「平成28年度土佐清水市一般会計予算について」

（1）歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

（2）歳出中、2款1項12目 がんばる地方推進費シェアオフィス事業について、委員より説明を求めました。

執行部の説明によりますと、都市部等から新たなビジネスの創業・起業を目指す方や、サテライトオフィス開設を希望される企業のために、自然豊かな環境の中で仕事をしていただき、田舎暮らしとビジネスの両立を支援することで、交流人口の拡大や移住促進を図るとともに、地域の企業に支援を行い、地域内の活性化を図る事業とのことであります。

委員より、シェアオフィスとして開設予定の旧清水保育園は、津波浸水想定区域にあり、活用するには希望される方へ十分な事前周知をしておくべきとの意見が出されました。

さらに、光熱水費等の必要経費については、市が負担することになるかとの意見に対し、必要経費等については、現在検討中であるが、県の助成制度等も活用しながら、推進していきたいとのことであります。

また、受け入れ事業者については、3部屋を改修し、受け入れについては柔軟な対応をとる

とのことであり了承いたしました。

同じく、5款1項3目19節 中山間地域等直接支払制度交付金について、委員より説明を求めました。

執行部の説明によりますと、中山間地域では傾斜地が多く、生産条件が不利等の理由から耕作されない農地がふえる中、農業者に対して耕作放棄地の発生防止や、農作物の供給以外の自然環境の保全や農地等の多面的機能の維持・増進を図る目的で、国から交付されるものであり、市内対象地域は13地区を予定しているとのことであります。

委員より、平成28年度予算は、2,131万円と前年度予算額の約3倍と大幅に増額しているが理由は何かとの意見に対し、これまでは市内の傾斜地6地区を対象としていたが、県との協議の中で、中山間地域の高齢化率及び耕作放棄地率を鑑み、当制度に取り組む地区を検討した結果、対象を13地区としたことにより、増額となったものである。

また、交付については、各地区の農業者を中心とした協定組織が対象となり、市と集落協定を締結することが、条件となるとのことであり了承いたしました。

同じく、8款1項4目15節 災害用自家給油設備設置工事について、委員より説明を求めました。

執行部の説明によりますと、高知県南海トラフ地震対策第3期行動計画に掲げる「命をつなぐ」対策として、本市で想定されている津波浸水エリアは、市内のガソリンスタンド等がほぼ壊滅状態となることが予測される中、消防活動時には欠かせない車両等の燃料を確保するため、県と本市で2万リットルの燃料を備蓄するため給油設備の設置を計画しているとのことであります。

この設置場所としては消防本部庁舎西側を予定としており、備蓄容量はガソリン8,000リットル、軽油1万2,000リットル、計2万リットルとのことであります。

また、工事費等総事業費については4,630万8,000円となり、2分の1の県補助を受け、整備を行うとのことであります。

このほか、委員より、燃料の劣化防止対策についてはどのように考えているかとの意見に対し、平時には公用車への給油等で燃料を使用しながら、1カ月から3カ月の周期で継ぎ足し補充を行うことで、劣化防止に努めたいとのことであり了承をいたします。

同じく、8款1項6目11節 食糧費について、委員より、災害時における備蓄用食料品について、説明を求めました。

執行部の説明によりますと、アルファ米（加水加熱によって米のでんぷんを糊化させた状態の乾燥米飯）のようでございますけれども、五目ご飯、ドライカレー、白米とシチューとクラッカーがセットになったサバイバルフーズ等、計8,960食の購入を予定しているとのことで

あります。

委員から、平成28年度の8,960食を用意すれば、当初、予定していた4万2,000食が備蓄されることとなるが、備蓄用食料品の賞味期限までに災害が起こらなければ、大量に残る食料品を、どのように消費していくかとの意見に対し、アルファ米の賞味期限は5年、サバイバルフーズの賞味期限は25年となっており、賞味期限が近づいた食品については、各地区等で行っている防災訓練等で試食をしていただき、補充しながら、年度ごとに消費できるよう計画的に購入していくとのことであり了解をいたしました。

同じく、8款1項6目19節 老朽住宅除却事業費補助金について平成27年度に続き1,000万円の予算を計上しているが、この補助金を活用して、老朽住宅を除却した件数の実績と、平成28年度の計画について執行部へ説明を求めました。

執行部によりますと、平成27年度は11件、その後も住民から多くの問い合わせ等があるため、平成28年度は、10件の事業費を見込み、計上しているとのことでありました。

さらに、委員より老朽住宅の選定基準について説明を求めました。

執行部によりますと、老朽住宅が避難道を閉塞する恐れがある場合や、緊急避難時に支障となる建物から順に、除却の対象としており、このうち、所有者が不明の老朽住宅については、空家等対策特別措置法に基づき、対応を検討するとのことでありました。

委員より、避難時に支障となる建物の撤去については補助金等を有効に活用しながら早急な対応をとるよう要請をいたしました。

このほか、全般的に委託料及び負担金については、その実績調査などを行い、状況把握に努め、事業成果の検証を行うよう要請をいたしました。

その他、歳出については、特に意見もなく、了承いたしました。

2、議案第 4号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」

議案第 7号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」

議案第 9号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

議案第11号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）について」

議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

議案第17号「平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第18号「平成28年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第19号「平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」

て」

議案第20号「平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」

議案第21号「平成28年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第22号「平成28年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」

議案第23号「平成28年度土佐清水市水道事業会計予算について」

以上、12件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ原案のとおり全会一致をもちまして可決いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、総務文教常任委員会の審査結果について報告を求めます。

委員長 仲田 強君。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） おはようございます。

平成28年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第25号「土佐清水市文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、文化財保護法の改正に伴い、県の文化財保護条例に沿って、土佐清水市文化財保護条例の全部を改正することとあります。

委員より、今回の改正点の中で、これまでの文化財調査会を文化財保護審議会に変更することは、教育委員会の規則で定めることになるかとの意見が出され、これに対し執行部より、文化財保護法第190条に基づき、条例の定めるところにより、市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会を設置することとあります。

また、新たに文化財として指定する場合には、これまでどおり文化財保護審議会において諮問しなければならないとのことであり、了承いたしました。

2、議案第30号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第31号「土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、この議案の2件の改正内容について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、約50年ぶりの全面改正となった行政不服審査法の改正等に伴い、両条例中の不服申し立てに関する規定の見直しが必要となった。

主な改正点は、用語や手続に整合性をとることに加え、審理手続上の新制度を適用除外としたこと。特に、審理手続に関する規定については、市の情報公開制度及び個人情報保護制度において、外部の有識者で構成されている情報公開・個人情報保護審査会による審査制度が既に

確立しており、改正法において審理員が行う審理手続と同等の審理を現に行っていることから、今回の改正法においても、従来と同様の手続とするよう、行政不服審査法の適用除外を設け、同審査会への諮問手続を維持するものであるとのことであり、了承いたしました。

3、議案第35号「土佐清水市消防団員の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、今回の改正で消防団員の火災出動に対し、1回3,000円の手当を支給する条文が追加されたことは、団員の活動が明確となり、評価すべきである等の意見が出されました。

また、消防団員の定数を444人から425人に改正する理由について、執行部に説明を求めました。

執行部の説明によりますと、昭和50年4月から、立石部が新設され、5分団37部となり、444名の定数でこれまで活動していたが、近年の高齢化等により定数の確保が難しくなっており、実情に合わせた定数となるよう削減するとのことであります。

委員より、各地区の団員数も大幅に減少している中、団員の確保や各部の統合についてどのような将来の構想を持っているかとの意見が出されました。

団員の確保については、機能別消防団員として消防団員OBの参加依頼や、女性の活用について検討しているとのことであります。

また、各部の統合については、平成12年2月に中期計画を立て、平成13年から16年まで各地区で統合が実施されている。

今後の統合予定地区は、平成28年4月1日、三崎浦と下ノ段が統合、宗呂上と宗呂下についても検討していくとのことであり、了承いたしました。

4、議案第37号「土佐清水市立教育集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」

委員より、条例を廃止する背景について執行部の説明と求めました。

執行部の説明によりますと、布教育集会所については、老朽化などの理由により取り壊しを行い、福祉センターを建設、浜垣集会所は、主に特定非営利活動法人そよ風が事務所として使用しているとのことであります。

また、竜串集会所についても、老朽化に加え、シロアリの被害が確認され、近隣の住宅に悪影響を及ぼしていることから、平成28年度取り壊しを行い、土地を財務省へ返還する予定であるとのことであります。

以上により、教育集会所は当初、地域の組織的な教育活動を助長する目的で、人権教育の推進、子ども会活動、各種学級の開設等を実施していたが、現在は各福祉センターで実施している状況であることから、条例廃止を行うものであるとのことで了承いたしました。

5、議案第24号「土佐清水市みんなでまちづくり条例の制定について」

議案第29号「土佐清水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第32号「土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第33号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第34号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第38号「訴えの提起について」

議案第39号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について」

議案第40号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について」

議案第41号「第七次土佐清水市総合振興計画（基本構想及び基本計画）について」

議案第42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の制定について」

以上、10件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件については、採決の結果、それぞれ全会一致により原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 続いて、産業厚生常任委員会の審査結果について報告を求めます。

委員長 岡崎宣男君。

（産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（岡崎宣男君） おはようございます。

それでは、産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果についてご報告を申し上げます。

平成28年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第36号「土佐清水市在宅介護支援センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について」

まず、執行部に内容説明を求めました。

執行部の説明によりますと、平成5年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金を活用して、平成7年4月に特別養護老人ホームしおさい施設内に、在宅介護支援センターを開設した。その後、平成18年度に介護保険制度改正があり、在宅介護支援センターの機能強化につながる

地域包括支援センターの設置が義務づけられたことから、高齢者等利用者の利便性向上を図るため、平成18年4月に地域包括支援センターを市街地に開設し、在宅介護支援センターの機能を地域包括支援センターに移転したことで、しおさい施設内の在宅介護支援センターは、貸し出し用ベッドなどの保管場所として使用している現状である。

平成28年4月1日から、しおさいが現在の運営主体である幡多広域市町村圏事務組合から本市に無償譲渡されることから、「在宅介護支援センター」としての使用目的を、「しおさい会議室」に転用し、しおさいで活用するため、県の「補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、県高齢者福祉課へ財産処分報告書を提出し、平成28年3月31日付で転用による財産処分を行うことにあわせて、条例を平成28年4月1日付で廃止するものであるとのこととなります。

委員より、貸し出し用ベッド等の保管場所は、今後、どのようになるかとの意見が出され、これに対し、執行部より現在の地域包括支援センターの倉庫に保管するとのことであり、了承をいたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決をいたしました。よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

続いて、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

12番。

○12番（武藤 清君） 総務委員長、ご苦労さんです。隣ですので、こっそり聞いたら構わんがやけど、ちょっと教えてくださいませんか。

7ページの1の議案第25号ですが、いろいろくだりがあって、終わりから3行目のちょっと左へ寄ったところで、また新たに文化財として指定する場合には、これまでどおり文化財保

護審議会において諮問しなければならないという文言があるわけですが、1点は文化財保護審議会において諮問しなければならないという、この文章が妙において諮問しなければならないという、これ教育委員会のほうから諮問はするということの意味ではないかと思いますが、ちょっとそのあたりにおいてという意味がいまいち理解できにくいということと、もう1点は、その上の新たに文化財として指定をする場合にはというのは、それはよくわかりますが、これ指定の解除もあろうかと思いますが、解除についても文化財保護審議会に諮問をして答申を受けてというふうに理解してええわけかどうか、教えてくださいませんか。

○議長（永野裕夫君） 総務文教常任委員会委員長。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） おいてという語彙ですが、調査会と今回、保護審査会、その点について委員会でも質問がありました。そのままの理由としては、そのまま継続されると。名前が変わるということですから、おいてというのは、保護文化財の委員会、教育委員会で規定されている中で、従来どおりの設定をする。また解除についても同じという、第5条についてそのように書かれておりますし、そういう文言の県の条例に沿ってのことです。

特に、文化財の指定においては、国とか県の文化財に指定された場合、市の文化財が、そういった場合も考えられます。そういったときも市の指定の解除ということになりますし、また文化財の所有者、また管理義務、そういったものが損なわれたとき、そういったものに関しての場合も、管理としての強制的なもの、また代理、そういったものも全部認められると、そういうふうになっております。

○議長（永野裕夫君） 12番。

○12番（武藤 清君） 了解しました。要は、指定の解除も含めて審議会で諮問をして答申を受けるということで理解してええわけですね。了解しました。

○議長（永野裕夫君） 委員長。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） そのとおりでございます。

○議長（永野裕夫君） ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻りください。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻りをお願いいたします。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 私は、議案第24号「土佐清水市みんなでまちづくり条例の制定について」に反対の立場で討論を行います。

議案第24号の条例案は、危機管理や環境保全などの条項では、一定の意見反映がなされていて、評価できる点もありますが、幾つかの点でまだ問題が残されていると考えます。

まず1つ目は、何と云ってもこの条例案についての市民の論議が不十分だということです。

市はこの間、住民座談会を延べ30カ所で開催、パブリックコメントを実施するなどして、内容の周知と意見集約に努めてきました。そのような取り組みを踏まえて、市長は質疑の中で市民の皆さんの一定の声をいただいたものと考えていると答弁されたのだろうと思います。

しかし、実際はどうでしょうか。住民座談会でも、この条例がそれほど話題になった様子もなく、パブリックコメントもわずか3名の意見提出ということでした。しかもパブリックコメントの中には、策定期間が短く、討議も不足しているという声もありました。これまでの経過や状況を見れば、執行部の声をくみ上げる取り組みや努力は、評価できるとしても、市民の皆さんの中にこの条例案が余り浸透しておらず、意見集約も論議も残念ながらまだ不十分だということではないかと思えます。

条例の制定は、市長の公約になっているようではございますけれども、1年にも足らない検討期間で、しかも市民の論議が不十分なままの提案では、この条例の前文が戒める行政主導の対応ということになってしまうのではないのでしょうか。

本市の最高規範と位置づける条例であるなら、もっと時間をかけて検討し、多くの市民の皆さんの合意を得たものにして提出すべきではないかと考えます。

2つ目は、この条例の要となる住民自治が軽視されていると思われることです。協働によるまちづくりを進めるのであれば、主権者である市民が主体的に市政に参加する権利が保障されなければなりません。第17条には、参画の保障が規定されていますが、それは市が提案する計画や事業などに受身的に参画することであって、市民が主体的に参画する権利として位置づけられているわけではありません。実際に、住民投票の規定でも、素案にあった市民の請求権が消えて、市長だけが発議できるようになっています。

さらに、市民の知る権利の文言も、全て削除され、市の情報提供によって知る権利を補うような表現になっています。

前文にいう住民自治を実現するためには、市民が主体的に市政に参画する権利が規定される必要があると思います。

3つ目は、第5条6項の自助・互助の文言です。

社会生活を営む上で、市民それぞれが自立し、お互いに助け合うことは当然のことです。

そのような倫理上、当たり前のことはいちいち条例で定めることではないのではないのでしょうか。

また、公助の役割と責任をもっている市が、条例で市民に自助と互助を求めることにも違和感を覚えます。

自助・互助の文言は、住民自治と協働によるまちづくりを目指すこの条例案には、なじまないものと考えます。

以上の理由によりまして、議案第24号に対する反対の意思を表明しまして、反対討論を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第4号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、議案第7号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第9号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、議案第11号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第4号）につ

いて」、議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」、以上5件を一括採決いたします。

以上5件の議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、以上5件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「平成28年度土佐清水市一般会計予算について」、議案第17号「平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第18号「平成28年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」、議案第19号「平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」、議案第20号「平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」、議案第21号「平成28年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第22号「平成28年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」、議案第23号「平成28年度土佐清水市水道事業会計予算について」、以上8件を一括採決いたします。

以上の8件の議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、以上8件の議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「土佐清水市みんなでまちづくり条例の制定について」を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第24号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「土佐清水市文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第25号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第25号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「土佐清水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第29号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第29号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第30号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第31号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第32号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 3 3 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 3 3 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 3 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 4 号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 3 4 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 3 4 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 4 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 5 号「土佐清水市消防団員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 3 5 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 3 5 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 5 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 6 号「土佐清水市在宅介護支援センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 3 6 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 3 6 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 6 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 7 号「土佐清水市立教育集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 3 7 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 3 7 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号「訴えの提起について」を採決いたします。

議案第 38 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 38 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。

議案第 39 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 39 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について」を採決いたします。

議案第 40 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 40 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号「第七次土佐清水市総合振興計画基本構想及び基本計画について」を採決いたします。

議案第 41 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 41 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号「土佐清水市過疎地域自立促進計画(平成 28 年度～平成 32 年度)の制定について」を採決いたします。

議案第 42 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 42 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

ただ今、市長から同意案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の同意案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第1号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(永野裕夫君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました同意案第1号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

平成25年4月から同委員としてご尽力を賜っております西村和興氏が、本年4月2日をもって任期満了となります。この間における同氏のご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、引き続き、同氏を任命いたしたいと存じます。

西村氏は、司法書士として地域の発展にご尽力されるなど、豊富な経験に加え、その人格、識見は同委員として最適任者であると考えるところであります。どうかご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

同意案第1号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

同意第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしましたと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

同意案第1号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

同意案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意の方はご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、同意案第1号は同意されました。

ただ今、市議会議案第1号「再生可能エネルギー発電施設建設に関する法整備を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君登壇)

○10番(岡崎宣男君) それでは、市議会議案第1号、案文を朗読いたしまして、提案理由の説明といたします。

再生可能エネルギー発電施設建設に関する法整備を求める意見書(案)

東日本大震災の影響により東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生して以降、再生可能エネルギーの普及を促す国の政策に応じて、太陽光や風力などの再生可能エネルギー発電施設が増加している。

とりわけ、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆる固定価格買取制度が2012年7月1日より施行されてからは、全国で再生可能エネルギー発電施設の建設ラッシュが始まることとなった。

このような中、特に発電規模の大きい太陽光発電施設の建設に関しては、広大な敷地を造成し多くのソーラーパネルを設置することから、大規模な森林伐採による土砂・泥水の流出やこれに伴う定置網漁などの沿岸漁業への深刻な影響、さらには自然災害発生危険性の拡大や景観の破壊といった住環境の悪化を心配する声が高まっている。

現在、本市において、市内の山林約18ヘクタールを造成し、出力約13.8メガワットの太陽光発電施設を建設することが民間事業者により計画されており、地元住民等を中心とした建設反対運動が起こっている。

これら住民の多くは再生可能エネルギー推進の必要性は充分認識しつつも、その建設場所を考慮してほしいと切に願っている。

また、国内においても、開発事業者が地元住民に対し事前の説明もなく、ある日突然森林伐採を行い開発行為が推進され、その結果、住民合意も形成されず、事業者との間で摩擦が生じているところもある。

こうした再生可能エネルギー発電施設建設における課題は、多くの地方自治体が抱えている。

このため、本市では、「土佐清水市再生エネルギー発電設備設置指導要綱」を策定し条例制定についても取り組みを開始しているものの、上位法となる法律が整備されていないため、罰則規定や強制力はなく計画の事前把握や協議にとどまっている状況である。

よって、国においては、再生可能エネルギー発電施設建設に関し、住民への事前の事業説明や環境調査の実施について事業者が義務づけることを含め、地元住民の合意形成を担保するほか、無秩序な開発等については罰則規定を盛り込むなど一定の規制をかけるための法整備を早急に図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第1号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第1号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第1号「再生可能エネルギー発電施設建設に関する法整備を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第1号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） どうもお疲れさまでした。3月会議の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本3月会議におきましては、新年度の市政運営の基本となる平成28年度一般会計予算案をはじめ、土佐清水市みんなでまちづくり条例、第七次土佐清水市総合振興計画並びに土佐清水市過疎地域自立促進計画など、本市の将来を大きく左右する重要な議案についてご提案をいたしましたところ、18日間の会議を通じて、各般にわたり、連日、熱心なご審議を賜り、本日ここに適切なるご決定をいただき、深く敬意と感謝を申し上げます。

また、審議期間中に一般質問や各常任委員会を通じて、議員の皆様から寄せられた貴重なご意見、ご提言につきましては、さらに検討を加え、今後の市政運営に生かしてまいります。

さて、本年度もあとわずかとなりましたが、この週末には幡多地域において第12回ほんもの体験フォーラム in 高知が開催されます。このフォーラムは、ほんもの体験は「地域を元気にし、日本の未来を拓く」をテーマに、全国より民泊や体験プログラムを実践する皆さんが一堂に集い、その重要性和観光振興を目指す取り組みであります。まず、明日25日金曜日には、黒潮町の土佐西南大規模公園体育館で全体フォーラム、また翌日の26日土曜日には、土佐清水市中央公民館において「ジオパークの推進は地域活性化に通じる」と題し、シンポジウム形式で分科会が行われます。ぜひ、市民の皆様のご参加をお願いいたします。

さらに、27日日曜日には、待ちに待った国道321号から足摺岬に至る県道足摺岬公園線西回りルート、松尾大浜バイパスが開通いたします。この足摺岬公園線は、土佐清水市の基幹産業を担う重要な路線であり、今回の開通により、市民の命の道としての役割はもちろんのこと、道路整備による人の流れ、物の流れを誘発させ、観光交流人口や雇用面など、経済波及効果に大きく期待をしているところですが、引き続き、足摺岬公園線東ルートの早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。

終わりに当たり、一般質問の中でも議員の皆様からこの3月31日付をもって退職する職員をはじめ、危機管理課の初代課長として県より派遣されて以来、防災対策にご尽力をいただいた横畠課長に対する温かい労いの言葉を頂戴いたしましたところではありますが、改めてこの場より、心より感謝を申し上げます。本当に横畠課長、ありがとうございました。

横畠課長の今後のご活躍と、皆様方のご健勝、ご多幸を心からお祈りを申し上げまして、3月会議終了の挨拶といたします。どうもご苦労さまでした（拍手）

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、平成28年土佐清水市議会定例会3月会議を終了いたします。皆さん、お疲れさまでございました。

午前11時16分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員